

## 「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	自立支援医療費（更生医療）の支給認定の取り消し	
根拠法令・条項	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第57条 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行令第34条	
所 管 課	各区保健福祉総合センター      地域福祉課	
処 分 基 準	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋） （支給認定の取消し） 第五十七条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。 一 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。 二 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。 三 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第九条第一項の規定による命令に応じないとき。 四 その他政令で定めるとき。</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（抜粋） （支給認定を取り消す場合） 第三十四条 法第五十七条第一項第四号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。 一 支給認定を受けた障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が、正当な理由なしに法第九条第一項の規定による命令に応じないとき。 二 支給認定障害者等が法第五十三条第一項の規定又は第五十六条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">・聴 聞</div> ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	